

電気工事業者の事業開始通知について

自家用電気工作物に係る電気工事のみの電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、その事業を開始しようとする日の10日前までに（建設業許可を受けている建設業者については、事業開始後遅滞なく。）、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

つきましては、千葉県内のみに営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により手続きしてください。

記

1. 通知先

- (1) 通知先 〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎7階
千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548
受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- (2) 届出方法 届出書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで届出書類一式を当課へ送信し、
当課の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、当課へFAX送信済であることを連絡してください。

2. 要件

- (1) 工事の従事者の制限
第一種電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならない。
認定工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業のみ従事可能。
（第二種電気工事士は、自家用電気工作物の電気工事には従事できません。）
- (2) 営業所には、次の検査用器具を備え付けること。
①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置
但し、「⑥継電器試験装置」及び「⑦絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

3. 必要書類

- (1) 電気工事業開始通知書
建設業許可を受けていない場合 様式第14の2
建設業許可を受けている場合 様式第21
- (2) 通知者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）
①通知者が個人の場合
・千葉県内に住民票がある場合・・・不要
※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。
・千葉県外に住民票がある場合・・・本人の住民票抄本
②申請者が法人の場合・・・法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (3) 誓約書
(4) 建設業許可を受けている場合は、許可の写し
(5) 第一種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し
※第一種電気工事士免状の場合は、講習受講記録欄の写しも必要です。

3. その他

「電気工事業開始通知受理通知書」が手元に届くまでに2週間程度かかります。